

令和2年第3回美幌町議会臨時会会議録

令和2年4月27日 開会

令和2年4月27日 閉会

令和2年4月27日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認について〔美幌町税条例等の一部を改正する
条例制定〕
日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認について〔美幌町介護保険条例等の一部を改
正する条例制定〕
日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認について〔平成 31 年度美幌町一般会計補正
予算(第 9 号)〕
日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認について〔平成 31 年度美幌町国民健康保険
特別会計補正予算(第 5 号)〕
日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認について〔平成 31 年度美幌町介護保険特別
会計補正予算(第 4 号)〕
日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認について〔平成 31 年度美幌町公共下水道特
別会計補正予算(第 4 号)〕
日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認について〔平成 31 年度美幌町個別排水処理
特別会計補正予算(第 4 号)〕
日程第 11 議案第 25 号 美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制
定について
日程第 12 議案第 26 号 美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第 13 議案第 27 号 令和 2 年度美幌町一般会計補正予算(第 2 号)について
日程第 14 議案第 28 号 令和 2 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
について
日程第 15 議案第 29 号 令和 2 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)につ
いて

○出席議員

- | | | | |
|------|------------------|------|--------------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 稲 垣 淳 一 君 |
| 3 番 | 大 江 道 男 君 | 4 番 | 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 | 木 村 利 昭 君 | 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 | 馬 場 博 美 君 | 8 番 | 古 舘 繁 夫 君 |
| 9 番 | 藤 原 公 一 君 | 10 番 | 坂 田 美 栄 子 君 |
| 副議長 | 11 番 岡 本 美 代 子 君 | 12 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 13 番 | 松 浦 和 浩 君 | 議 長 | 14 番 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司君 教育委員会 会長 矢萩 浩君
 監査委員 高木 清君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
民生部長	那須清二君	経済部長	石澤 憲君
建設水道部長	川原武志君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	志賀 寿君	会計管理者	西 俊男君
総務主幹	関 弘法君	防災危機管理主幹	河 端 勲君
まちづくり主幹	佐々木 斉君	政策主幹	後藤秀人君
財務主幹	中尾 亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	片平英樹君	環境生活主幹	渡辺靖行君
児童支援主幹	小室秀隆君	福祉主幹	影山俊幸君
健康推進主幹	大場圭子君	農政主幹	田中三智雄君
みらい農業センター主幹	午来 博君	耕地林務主幹	中沢浩喜君
商工観光主幹	多田敏明君	建設主幹	御田順司君
施設管理主幹	以頭隆志君	建築主幹	吉田善一君
水道主幹	石山隆信君	病院総務主幹	菅 敏郎君
地域医療連携主幹	高山吉春君	事務連絡室次長	横山聖二君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	遠藤 明君
学校給食主幹	斉藤浩司君	社会教育主幹	松尾まゆみ君
スポーツ振興主幹	浅野謙司君	博物館主幹	鬼丸和幸君
監査委員室長	立花良行君		

○議会事務局出席者

事務局長 遠國 求君 次 長 佐藤和恵君
 議事係長 鶴田雅規君 議 事 係 新田麻美君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番藤原公一さん、10番坂田美栄子さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る4月23日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和2年第3回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る4月23日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、まず初めに、町長から行政報告を受けます。

その後、専決処分の承認7件、条例改正2件、補正予算3件があります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りいたします。

議員各位は、先に質問した議員との重複質疑を避け、簡潔な発言に努め、慎重なる審議に協力をお願いするとともに、行政職員の方には、真摯な答弁と対応をお願いし、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可していますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和2年第3回美幌町議会臨時会が開

催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄附についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策に役立てていただきたいと、去る3月30日、株式会社宮田建設様より300万円を、同じく4月23日、株式会社ダイイチ様より300万円の御寄附をそれぞれいただいたところであります。

また、新型コロナウイルス感染予防に役立ててほしいと、3月27日、株式会社道央環境センター美幌支店様より、アルコール除菌剤18リットル4缶を、3月31日と4月8日に、フジケンビルサービス株式会社様より、速乾性手指消毒剤1リットルボトル48本、手指消毒液350ミリリットル60本及びマスク8,000枚を、4月23日、ダイイチグループ様より、マスク2万枚の消毒資材及び感染予防資材について御寄附をいただいたところであります。

それぞれ御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

第2に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

現在、北海道内において、第2波とも言える新型コロナウイルス感染拡大の危機を迎えております。

国においては、4月16日に緊急事態宣言の対象を全国へ拡大いたしました。その中でも北海道については特定警戒都道府県の指定がなされ、さらなる感染拡大防止策を講じることが必要とされております。

オホーツク管内においても感染者数が日を追うごとに増加している中、美幌町民の間にも大きな不安が広がっているものと受けとめているところであります。

また、感染症拡大の防止には、町民の皆様一人一人の心がけ、予防がますます重要

になってきています。

このため、本町におきましては、町民の皆様が抱える不安を少しでも緩和すべく、新型コロナウイルスに関しての正しい知識、相談・受診の目安、健康相談等の問い合わせ先をお知らせすることを初め、感染拡大防止に向けて注意喚起を図るべく、手洗い・咳エチケットなどの感染防止策の効果的な方法などについて町のホームページや広報紙などで周知するとともに、併せてチラシを作成の上、町内の全戸に対して、3月4日、17日、30日の3回にわたり、町長からのメッセージを付して配布したところであります。

町民の皆様への情報発信につきましては、現在も4月より開始した地上デジタル広報や町ホームページにおいて、直近の情報をできる限り早く提供することに努めているところであります。

国民健康保険病院におきましては、感染症に対する不安から病院を受診される方が増えている状況にあったことから、3月16日より発熱外来を開設し、感染拡大を防止するとともに、医療従事者の安全を確保するため院内に専用の診察室を設けて、一般外来患者との時間的・空間的分離を行うなどの対応をしているところであります。

マスク不足などの衛生資材関係の対応につきましては、これまで資材不足の深刻化に対応するため、3月5日に町内にある高齢者等福祉施設などへ備蓄マスクの状況を再度確認した上で、備蓄のめどが立つまでの必要分として、要請のあった施設に対してマスクを町の備蓄品から提供しております。

また、新型コロナウイルス感染症は、感染したほとんどの方は比較的軽症のまま回復していますが、高齢の方や呼吸器疾患等の持病のある方は感染すると重症化する場合もあることから、町で備蓄する限られた数ではありますが、町内の基礎疾患をお持ちの方230名、75歳以上の独り暮らしの方

方1,006名、合わせて1,236名に対し、お一人3枚ずつのマスクを封書にて郵送したところであります。

公共施設の利用や町主催のイベントの実施につきましては、これまで感染防止の観点から、北海道独自の緊急事態宣言期間を含め、3月中の閉鎖や中止を基本とする中、利用者の利便性を考慮し、集団感染例が多く見受けられる運動施設や高齢者が集まる施設、屋内の遊具等の多い子供施設など一部の施設を除いて再開するなどの対応をしてきたところであります。

4月1日からは、集団感染リスクを回避する3密、密閉・密集・密接の徹底や、利用者への感染防止策などについて、公共施設の再開ガイドラインを策定の上、一部の施設を除き、通常開設としたところでありますが、今回の特措法に基づく緊急事態宣言を受け、その期間である4月18日から5月6日まで、役場庁舎、保育施設、国民健康保険病院などを除く全ての公共施設について閉鎖を決めたところであります。

小中学校につきましても、これまで臨時休校とする中、分散登校の実施を行うなどにより、感染拡大防止に努め、4月の新学期には再開したところでありますが、同じく緊急事態宣言の期間、再度臨時休校としたところであります。

町民の皆様には、公共施設の閉鎖、イベントの中止及び小中学校の臨時休校に伴う様々な御負担など、大変御不便をおかけすることとなりますが、感染拡大を早期に終息させるため極めて大切な時期となりますことから、何とぞ御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、長期化が十分予測される中において、今後も感染拡大防止にしっかり取り組みつつ、社会経済活動への影響を最小限とする取り組みを図っていく必要があります。

このことから、本町としましては、3月

の町議会臨時会におきまして、緊急対策利子等補給事業補助金について提案の上、議決いただいたところでありますが、次の対策として、本臨時会に補正予算を提案しております。

なお、国の緊急経済対策の一つである1人当たり一律10万円給付が行われる特別定額給付金につきましては、政府では4月20日閣議決定がなされたところでありますが、できる限り早い時期において町民の皆様に行き渡ることができるよう、本臨時会に提案させていただいております。

本町におきましては、本年2月23日に対策本部を設置し、命と健康を守ることを第一に、町民皆様の御理解と御協力のもと、これまで対策を講じてまいりました。

また、民間事業者による自主的な支援も行われてきたところであり、町民一丸となった取り組みが行われていることにつきましては、改めて感謝申し上げる次第であります。

本町においては、町民の皆様それぞれが感染予防に努力してきたことで、感染者の発生を出すことなくこれまで来ております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症との戦いは長期化を覚悟する必要があります。一人一人の行動が御自身や大切な人の命と健康を守ります。

今後におきましても、日常の感染防止の基本的事項、手洗い、咳エチケットや集団感染を引き起こさないための3密の環境を避けることなど、今後も引き締めた、緊張感を持った感染予防対策を皆さんと行っていきたいと考えております。

また、感染拡大防止には、全ての町民の御理解と御協力が不可欠であり、全ての町民がそれぞれの立場で影響を受けていることを踏まえ、様々な施策を適切に取捨選択し、組み合わせ、町民が安心して生活できる制度設計に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、町民の命を第一に考え、町民の皆様が安心して生活できることを最大の目標とし、生活と地域の経済を守るため、今後も職員一丸となって、さらに全力で取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定については、地方税法等の一部改正に伴い、令和2年度町税課税のため急を要したこと。

美幌町介護保険条例等の一部を改正する条例制定については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和2年度保険料の減額賦課のため急を要したこと。

平成31年度美幌町一般会計補正予算（第9号）については、起債事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、療養給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第6号）については、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成31年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）については、終末処理場維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成31年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）については、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

以上の理由により、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

条例の改正について。

議案第25号美幌町後期高齢者医療に関

する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第26号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給するための規定について、各条例に追加を行おうとするものであります。

令和2年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、営業継続支援金5,010万円を、プレミアム商品券発行事業1,656万円を、感染症対策事業685万7,000円を、防災物資等整備事業242万8,000円を、特別定額給付金給付事業19億2,963万円の増額を初め、その他、電算システム改修に係る予算の組み替えなどを行おうとするものであります。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計については、傷病手当金の支給に伴う負担金の増額を、介護保険特別会計については、保険料の減額賦課に伴う財源振替及び電算システム改修による増額を、それぞれ行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほど御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告について、質疑を許します。

質疑は1人3回までといたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（大原 昇君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の2ページになります。

承認第1号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

3ページ、専決処分書になります。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について、令和2年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和2年3月31日付になります。

専決内容について御説明を申し上げますので、4ページをお開き願います。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、承認第1号関係。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定。

改正目的であります。地方税法等の一部改正に伴いまして、税条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、大きく3項目ございます。

まず、固定資産税につきまして、所有者が不明な土地等に係る課税上の課題に対応するため、新たな措置を講じるものであります。

1点目といたしまして、使用者を所有者とみなす制度の拡大になります。

高齢化の進行により、今後所有者が不明な土地等の増加が見込まれるため、これまで、災害時において特例的に認められてい

た制度を拡大し、迅速かつ適正な課税を図るものでございます。

具体的には、調査を尽くしても固定資産の所有者が明らかとならない場合、その使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課税できるようになります。

2点目として、現所有者の申告の制度化になります。

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまで、現所有者、相続人等に対しまして、氏名や住所などの必要な事項を申告させることができることになります。

これまで課税事務に支障がないよう、相続人代表届出書を提出いただいておりますが、今回の改正によりまして、地方税法に基づく正式な届出書として取り扱われることになります。

次に、国民健康保険税についてであります。1点目といたしまして、課税限度額の改正になります。

基礎課税額を61万円から63万円に、介護納付金課税額を16万円から17万円にそれぞれ上限額を引き上げます。

2点目として、軽減措置の改正になります。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得につきまして、被保険者の数に乘すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げます。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得につきまして、被保険者の数に乘すべき金額を51万円から52万円に引き上げます。

最後に、その他といたしまして、元号改正に伴う整理、地方税法の改正に伴う引用条項や字句の整理を行おうとするものでございます。

参考資料の2ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方税法。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

す。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） この固定資産税の改正に伴って、該当する方がいると思うのですけれども、現状ではどのぐらい該当してくるのかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○税務主幹（片平英樹君） 今の所有者不明の土地等の使用についての質問ですけれども、これまで町内での実績はありません。

過去に課税の実績もありませんので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） （1）の部分については、今のところ該当はないということでした。

（2）の部分についてはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○税務主幹（片平英樹君） 申し訳ありませんでした。

2 番については、部長から説明があったとおり、今までもこれに代わる相続代表ということで届出をしていますので、亡くなったときには随時出していただくことで、件数については把握していませんけれども、随時行っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 例えば、平成31年度あるいは平成30年度の実績数でどのぐらいあったのか、年間どのぐらいあるのかもわからないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○税務主幹（片平英樹君） おおむね100件前後だと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今お尋ねの件でございます。

通常は、固定資産、土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、相続登記がなされるわけでありまして、相続登記がすぐになされない場合もございます。

例えば、相続人が多数おられて手続に時間を要するケースも多々ございます。

そういった場合に、課税上の遅れが生じてしまいますと、納税に支障が出るということでもありますので、従来からの相続人の代表となる方に届出行為をいただきまして、その方に対しまして納付書を発付して納めていただいているという取り扱いになってございます。

件数については、先ほど主幹が説明したとおりでございますけれども、今回、税法が改正になりまして、税法に基づく正式な届出行為が必要になりましたので、従来、任意で扱っていた事務でありますけれども、今後については、法に基づいた課税事務ということになりますので、いずれにしても適正な課税、そして、適正な納付をいただけるようにしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（大原 昇君） 日程第5 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の13ページをお開きください。

承認第2号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

14ページをお開き願います。

専決処分書。

美幌町介護保険条例等の一部を改正する条例制定について、令和2年度保険料減額賦課のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和2年3月31日でございます。

15ページでございます。

美幌町介護保険条例等の一部を改正する条例制定について。

美幌町介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の21ページをお開き願います。

資料2、承認第2号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の経過及び目的であります。介護保険法施行令の改正により、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、令和元年度においては、完全実施までの2分の1の減額を定めていたものを、令和2年度から消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、一つ目とし

て、町民税非課税者である第1段階から第3段階の区分について、年間5万7,600円の基準額に対して軽減を行うもので、第1段階の負担割合を、改正前の0.375から0.3とし、年間保険料を2万1,600円から1万7,200円に、第2段階の負担割合を、0.625から0.5とし、年間保険料を3万6,000円から2万8,800円に、第3段階の負担割合を、0.725から0.7とし、年間保険料を4万1,700円から4万300円に、それぞれ軽減するものでございます。

なお、参考までに、下の表に第1段階から第3段階の対象者の範囲を記載しておりますのでごらんください。

改正内容の二つ目として、元号改正に伴う文言整理を行うもので、附則第2条中、平成31年度分を令和元年度分に改正するものでございます。

新旧対照表は、22、23ページでございます。

根拠法令等は、介護保険法施行令で、施行日は、令和2年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第3号

○議長（大原 昇君） 日程第6 承認第

3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の17ページをお開き願います。

承認第3号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

18ページになります。

専決処分書。

平成31年度美幌町一般会計補正予算（第9号）について、起債事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和2年3月31日付でございます。

専決内容について御説明をいたしますので、19ページをごらんいただきたいと思っております。

平成31年度美幌町一般会計補正予算（第9号）。

平成31年度美幌町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、起債事業費の確定のほか、繰越明許費の設定、年度末における額の確定などによる予算の整理を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,353万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億423万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費で

御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正で御説明をいたします。

それでは、繰越明許費から御説明をいたしますので、25ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、歳出予算につきまして、その経費の性質や予算成立後の事由により年度内に支出を終わらない見込みとなったとき、予算を翌年度に繰り越して使用する経費でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名は道路橋梁補修事業のうち、橋梁長寿命化事業、金額は1,670万円になります。

事業内容であります。昨年に着工いたしました東雲橋補修工事につきまして、本年3月の定例会において、国の総合経済対策に係る補正予算を追加いたしました。事業の実施を翌年度に繰り越して行おうとするものであります。

次に、議案書26ページをお開きいただきたいと思っております。

第3表、地方債補正でございます。

こちらに記載の事業につきましては、いずれも事業費が確定いたしましたので限度額を変更するもので、今回の補正により平成31年度の起債借入額は、下段に記載のとおり8億2,689万5,000円となります。

次に、歳出について御説明をいたしますので、44、45ページをお開きいただきたいと思っております。

3、歳出になります。

2款総務費、1項、このページの1番下になります。

5目企画費、政策推進事業費の減でございますが、次の46、47ページをお開きいただきたいと思っております。

上から3行目、積立金303万1,000円の減であります。ふるさと納税につき

まして、平成31年度は5,000万円を見込んで予算を計上してございましたが、年度末の実績が4,381万円となったことから、返礼品などの経費を差し引き、ふるさとづくり基金へ積み立てる額が確定いたしましたので、今回予算の整理を行うものがございます。

なお、参考資料の24ページ、資料3に各基金の年度末予定残高を掲載してございますので、御参照いただければと思います。

一つ飛んで、7目交通安全費、交通安全対策推進事業費の増、4行目の積立金740万円であります。このうち240万円につきましては、3月10日一般社団法人美幌地区交通安全協会様から交通安全推進のために役立ててほしいと御寄附をいただいたものでございます。

また、残る500万円につきましては、今回の補正に係る余剰財源の一部を交通安全推進基金へ積み立てるものであります。

一つ飛んで、9目財政調整等基金費、財政調整等基金積立金の増、積立金3億4,894万1,000円あります。このうち財政調整基金に9,894万1,000円、9,894万1,000円を財政調整基金に積み立てを行います。

また、減債基金に2億5,000万円を積み立ていたします。減債基金には2億5,000万円を積み立ていたします。

財政調整基金積立金の内訳になりますが、まず、3月30日、株式会社宮田建設様から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、町内の経済対策に役立ててほしいと300万円を御寄附いただいております。

また、3月21日、報徳在住の大屋委代様から、図書館の蔵書充実に役立ててほしいと1万円を、同じく3月21日、西1条北4丁目在住の加賀谷信一様から、図書館の蔵書充実のためにと2万円をそれぞれ御寄附をいただいております。

あわせまして、今回の補正に係る余剰財源の一部といたしまして9,591万1,000円につきまして、財政調整基金へ積み立てを行います。

また、先ほど申し上げましたが、将来の起債償還に充てるため、今回の補正に係る余剰財源の一部といたしまして2億5,000万円を減債基金へ積み立ていたします。

次に、議案書の48、49ページになります。

こちらのページにつきましては、いずれも事業費の確定に伴う整理になります。

下段の3款民生費、1項、1目社会福祉総務費であります。次の50ページ、51ページをお開きいただきたいと思ます。

上から3行目のプレミアム付商品券事業費の減、8,904万9,000円の減でございますが、昨年10月に消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴いまして、低所得者や子育て世帯の家計への影響緩和と地域における消費喚起を下支えするために国の全額補助により実施された事業になります。

住民税の非課税世帯及び2歳以下のお子さんを養育される子育て世帯を対象に、25%のプレミアム付商品券を購入できる制度でございましたが、本町における購入率は約34.9%と低調に終わり、大きく執行残が発生したものでございます。

次に、52、53ページをお開きいただきたいと思ます。

中程になります。2項、1目児童福祉総務費、児童福祉事務費の減、負担金、子どものための教育・保育給付費負担金4,711万2,000円の減でございますが、このうちの4,183万1,000円につきましては、藤幼稚園、美幌大谷幼稚園などの施設給付費に係る実績による減額でございます。

また、残る528万1,000円につきましては、保育の無償化に伴う預かり保育な

どの事業実績に基づく整理となります。

次に、54、55ページになります。

こちらのページにつきましては、いずれも事業費確定に伴う整理になります。

続いて、56、57ページになります。

5目保健福祉総合センター費、保健福祉総合センター管理運営事業費327万9,000円の減であります。主に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設を閉館したことによる管理経費の減額となります。

次に、58、59ページになります。

こちらのページにつきましては、いずれも事業費確定による予算の整理でございます。

続いて、60、61ページであります。

2項、1目林業総務費、林業推進事業費の減、このうち積立金19万円ですが、美幌・下川・足寄・滝上の4町で構成いたします北海道森林バイオマス吸収量活用促進協議会によるカーボンオフセット事業に係る協賛金の配分金でありまして、今回、未来への森林づくり基金へ積み立てるものでございます。

下段になります。7款商工費、1項、2目商工業振興費、商工業活性化促進事業費の減、補助金、起業家支援事業補助金400万6,000円の減ですが、当初予算におきまして、新規2件の申請を見込んでおりましたが、実績がなかったことによる減額でございます。

次に、62、63ページをお開き願います。

3目観光費、観光施設維持管理事業費の増、交流促進センター維持管理委託料198万7,000円の増ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、峠の湯びほろを2月29日から3月19日までの20日間休館にいたしましたので、施設を管理運営する指定管理者に対し、休業補償相当分といたしまして委託料を増額するものでございます。

休業補償の算定に当たりましては、前年度の実績に基づきまして、入浴料やレストランなどの売上相当額から休業期間中の光熱水費相当額を差し引いた額、198万7,000円を委託料に上乗せをして支出をいたします。

次に、8款土木費、2項、2目道路橋梁維持費、除雪対策事業費の減、3,005万6,000円の減ですが、冬期間の除雪対策経費といたしまして、約1億4,000万円を予算計上しておりましたが、執行実績が約1億1,000万円となりましたので、今回執行残について整理を行うものでございます。

次に、64、65ページをお開きいただきたいと思っております。

中程になります。5項、1目住宅総務費、建築事業費の減、補助金、住宅リフォーム促進補助金359万9,000円の減ですが、当初予算におきまして130件の申請を見込んでおりましたが、最終実績が90件となりましたので、今回執行残について整理を行います。

下段になります。10款教育費、次の66、67ページをお開きいただきたいと思っております。

この中の2項小学校費、1目学校管理費、それから、下段になります3項中学校費の1目学校管理費、こちらの減額につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、小中学校を臨時休校したことによる執行残の整理となります。

次に、68、69ページをお開きいただきたいと思っております。

4項、1目社会教育総務費、失礼いたしました。4項、2目社会教育振興費になります。

こちらの芸術文化振興事業費の増、積立金500万円ですが、今回の補正に係る余剰財源の一部といたしまして、500万円を芸術文化振興基金に積み立てるも

のであります。

次に、70、71ページをお開き願います。

2目体育施設費、屋内体育施設維持管理事業費の減、598万8,000円の減、それから、この下、屋外体育施設維持管理事業費の減、307万6,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、いずれも体育施設を閉館あるいは時間を短縮する措置を講じてございますので、今回執行残について整理を行うものであります。

また、3目学校給食センター費につきましては、こちらにつきましても小中学校を臨時休校したことに伴いまして、給食停止措置を行ってございますので、今回執行残について整理を行います。

次に、歳入について御説明をいたしますので、議案書の30ページ、31ページにお戻りをいただきたいと思えます。

2、歳入になります。

1款、1項、1目個人町民税、1節の現年課税分4,035万8,000円につきましては、主に給与所得の伸びによる増額になります。

その下の2目法人町民税、1節現年課税分2,047万7,000円につきましては、建設事業を中心に法人税割が伸びたことによる増額となります。

このページの4項、1目町たばこ税、1節現年課税分485万2,000円の増であります。当初予算におきましては、売り渡し本数の減少を見込んで計上してございましたが、その減少幅が予想よりも少なく、今回予算の整理を行うものでございます。

次に、32、33ページをお開きいただきたいと思えます。

このページについては、いずれも交付額の確定に伴う予算の整理になります。

次に、34、35ページをお開きいただきたいと思えます。

11款地方交付税でございます。

地方交付税の増、1億9,585万6,000円でございますが、特別交付税の交付額の確定に伴う増額となります。

なお、平成31年度の普通交付税の総額につきましては37億6,955万3,000円。普通交付税の総額は37億6,955万3,000円。

特別交付税の総額は、3億9,585万6,000円。特別交付税は3億9,585万6,000円。

総額につきましては、記載のとおり41億6,540万9,000円となります。

下段の14款使用料及び手数料につきましては、施設の利用実績に基づく予算の整理でございます。

次に、36、37ページでございます。

15款国庫支出金につきましては、事業費の確定に伴う整理であります。

次に、38、39ページであります。

上段の16款道支出金につきましても、事業費の確定に伴う予算の整理になります。

このページの下段、17款財産収入、1項、2目利子及び配当金、森林組合出資配当金につきましては、町の出資金2,500万円に対しまして、7%、175万円の配当があったものでございます。

次に、40、41ページをお開きいただきたいと思えます。

1番上になります。3目生産品売払収入、生産品売払代の増、277万6,000円ありますが、みらい農業センターで生産された農産物の販売実績に基づく増となります。

次に、18款寄附金、1項、1目一般寄附金、1節の一般寄附金ですが、こちら240万円につきましては、3月10日に一般社団法人美幌地区交通安全協会様から交通安全推進のために役立ててほしいと御寄附があったものでございます。

その下のふるさと寄附金619万円の減

であります。歳出でも御説明いたしましたが、平成31年度において5,000万円のふるさと納税を見込んでございましたが、最終実績が4,381万円となりましたので、予算の整理を行うものでございます。

その下の4目教育費寄附金、2節社会教育費寄附金、図書費寄附金の増、3万円です。ありますが、まず、3月21日、報徳在住の大屋委代様から1万円を、同じく3月21日、西1条北4丁目在住の加賀谷信一様から2万円を、それぞれ図書館の蔵書充実のために役立ててほしいと御寄附をいただいたものでございます。

その下の5目商工費寄附金300万円につきましては、3月30日に株式会社宮田建設様から新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店などが厳しい経営環境にあることから、町内の経済対策に役立ててほしいと御寄附をいただいたものでございます。

次に、19款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金3,267万1,000円の減及び2目公共施設整備基金繰入金1億6,279万8,000円の減につきましては、今回の補正予算に係る財源調整となります。

また、その他の基金につきましては、対象事業費の確定に伴う予算の整理を行うものでございます。

次に、21款諸収入、5項、3目給食事業収入、1節の学校給食費563万1,000円の減です。ありますが、小中学校を臨時休校したことによる給食費の減額となります。

次に、42、43ページになります。

1番上の物品等売払の増、353万5,000円です。ありますが、リサイクルごみ、鉄くずの売払による増額となります。

五つ下のプレミアム付商品券販売収入の減です。ありますが、当初予算におきましては、販売収入を1億円と見込んでおりましたが、販売実績が大きく下回る結果となり

ましたので、7,081万5,000円を減額するものでございます。

二つ下の森林組合事業割配当金222万6,000円です。ありますが、森林組合委託事業費の10%相当額の配当があったものでございます。

22款町債につきましては、第3表地方債補正により御説明をしたとおりでございます。

以上、承認第3号につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

1 番 戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 2カ所あります。

まず1カ所目が、61ページの2項、1目林業総務費について御質問させていただきたいと思っております。

林業総務費につきましては、年度当初予算3,433万9,000円と承知しております。それを今回の補正額で割ると、執行率が55.2%という形になると思っております。

それで、そのほかに補正予算を組んで、最終的な補正額というのが4,147万9,000円ということで、それに対する執行率という観点で言えば62.5%の執行率ということになると思っておりますが、非常に執行率が低いです。原因を見てみると、右側の説明にあります町産材活用促進事業補助金1,144万円、これが補正ということで、年度当初予算が1,740万円だったと承知しております。

そして、2番目の木質ペレットです。

これも320万円の補正ということで、年度当初予算が400万円だったと承知しておりますが、多分、この部分の金額が補正で執行率を下げたと認識しているのですけれども、それで正しいのかどうかという話と、この町産材活用促進事業補助金がどういふものなのかという内容を、以前説明されたと思うのですが、もう一度説明してい

ただきたいのと、その実績。ペレットストーブも、予算組みした当初の台数が実績で何台だったかをお聞かせいただければと思います。

次に2点目、63ページになります。

先ほど、除雪の経費について説明を受けましたが、年度当初の予算では、除雪が6回、排雪が1回と予算組みしたと思うのですが、実際はどうだったのか、除雪が何回で、排雪が何回だったのか説明をしていただければと思います。

その2カ所についてお願いします。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（中沢浩喜君） 御質問にお答えいたします。

まず、町産材活用促進事業補助金でありますけれども、この事業につきましては、町の集成材、寸法断面の小さな木材を集めて接着し、圧着してつくる材料とコアドライ材、カラマツの弱点である割れやねじれを修正した10.5センチメートル角の角材をそれぞれ補助する事業でありまして、当初は15棟分を予定しておりまして、集成材で195立米、コアドライ材で80立米を予定しておりましたけれども、実績で8棟分になりまして、集成材で128立米、コアドライ材で7立米の実績となっております。

集成材につきましては、補助の単価でございますけれども、立米当たり4万円、コアドライ材につきましては、立米当たり12万円の補助の金額となっております。

次に、木質ペレットストーブの補助でありますけれども、当初予算では10台見込んでおりまして、その最大の40万円と見込んでおりました。実績で2台、40万円の8台の補正額で320万円の減額となっております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 15棟が8棟、1

0台が2台ということで、今御説明いただきました。

これは、大体例年ベースなのですか。これだけの実施、施工率というのは例年ベースなのか、それとも明らかに平成31年度は少なかったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（中沢浩喜君） コアドライ材につきましては、前年と同様の実績ベースでございます。

ペレットストーブにつきましては、平成30年度は5台の申請がありました。今年度が2台の実績ということであります。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 先ほどの除雪の回数の件でございますけれども、一斉除雪の回数、予算上では一斉除雪は6回というところでしたが、実績としては7回の実施となっております。

1月に1回、2月に3回、3月に3回ということで計7回の実績でございます。

排雪の関係でございますけれども、正確には機械と時間数で積算されてございますけれども、日数で大体17日というのが排雪の日数で組まれておりましたが、実績としては7日だったという実績でございます。

以上のことから、今回減額として専決として出させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） ページ数で51ページ、プレミアム付商品券事業の減について説明いただきましたけれど、多額の減額となっております。

この原因として考えられるのはどのようなことが言えるのか。

せっかくの町民に利用していただきたい事業であるにもかかわらず、34.9%の利

用率しかなかったというのは、例えば、方法が不十分だったのか、それとも何かほかに原因があったのか。どういうことで8,851万8,000円という減額になったのか。

それと、10月に行われているということであれば、3月定例会で減額補正をしてもよかった事項ではないかと思いますが、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、プレミアム商品券の金額が大幅な減になったということでございますが、まず、申請率が低い要因といたしましては、最低購入数が1冊5,000円分ございまして、4,000円を出して購入しなければならないということになりまして、このことから住民税非課税者ですとか、子育て世代の若い方々にとりましては、購入資金を準備しなければならないという負担感が大きかったのではないかと考えております。

また、報道によりますと、対象となりました低所得者が申請に抵抗感を抱いて、渋るケースがあったのではないかとこの見方もございました。

先ほど、購入率ということで34.9%という率だったのですけれども、内閣府の調査では、今回の商品券につきましては、住民税非課税者に対し申請行為のあった方々に対して商品券を販売するという形になっておりまして、もう一つは3歳半未満の子が属する世帯に対して販売ということなのですが、申請された住民税非課税者に対する申請率を内閣府では調査して報道しております。

それによりますと、3月末、本町におきましては、38.2%という交付申請率に対しての通知がございまして、全国では、こちらは昨年10月25日現在では、美幌町は34.4%でございまして、そのときの全

国の申請率は34%となっております。

また、国で3月末現在の申請率が出ておりませんので、確かなことは言えないのですけれども、こういった同様の状況ではないかと思えますので、国と同じような率ではないかと考えてございます。

もう1点は、3月定例会で補正ができなかったのかという御質問でございますけれども、こちらは3月末に数字が確定しまして、実績報告は4月に入ってから提出するという運びとなっております。

そういったことから、確定するまで、実績報告を国に提出して、最後の確定の通知がございませんので、今回専決ということで提出をさせていただきました。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 最初に残りの分の質問をしておけばよかったのですが、まずはプレミアムの関係から再度質問させていただきます。

確かに国の制度にのっとなってこういう事業を行ったことは理解いたしますが、ただ、地元においては、国の制度にもよろのようですが、地元で利用しやすい状況をきちんとつくってやるべきではないか。

せっかくいいものを用意しても利用する人がいないのであれば、意味はなさないと思います。やるのであれば、今後検討していく必要があると思うのですが、その点についてお聞かせいただきたいのが1点です。

それから、59ページの農業振興費の中の新規就農者等支援事業補助金の518万9,000円の関係であります。当初予算では795万8,000円で、今回減額となっておりますが、当初の計画はどうだったのかという点をお聞かせいただきたいのが一つと、それから、その下の9番目の農業振興施設等整備事業費の減、担い手確保・経営強化支援事業補助金530万7,000円の減額であります。担い手確保の当初

の計画はどうだったのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、61ページの起業家支援事業補助金ですが、先ほど説明はいただきました。理解はしたつもりですが、当初の計画では535万円の予算のうち、今回400万6,000円をお願いしたところがだめになったという説明がありましたけれど、条件が厳しかったとか、そういうことはなかったのかどうか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 1点目のプレミアム商品券の利用の周知徹底ということでございますけれども、こちらの周知方法としまして、対象者に申請の案内を発送した後に、町のホームページには特設サイトを設けまして、トップページから閲覧できるよう整備するとともに、町の広報紙には4回記事を掲載しまして周知に努めたところでございます。

また、内閣府では、プレミアム付商品券事業に関するテレビ広告、新聞広告、特設ホームページ、専用コールセンターを設けるなど、購入利用促進の広報を実施してきたところでございます。

御意見でございますように、申請率が低いということで、町では実績としまして、102の事業所が住民の方が利用した商品券を換金されているということでございますけれども、周知活動はしておりましたけれども、例えば、実際に申請されなかった方に対して個別の周知ですとか、そういったことは対応として検討するべきだったかなということで考えております。

今後、同様の事業がございましたら、そういった対応も検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（田中三智雄君） それでは、新規就農者等支援事業補助金の関係であり

ますが、こちらにつきましては、当初予算におきまして、新規就農事業者対象ということで、就農奨励補助ということで予算を組んでおります。

中身につきましては、当初予算で、平成31年度該当者が5名、30年度該当者が1名、29年度該当者が1名、28年度該当者が1名ということで予算を組んでおりましたが、実績につきまして、平成31年度が2名、平成30年度が1名、平成29年度がゼロ、平成28年度が1名ということで、人数が減ったことによる減となっております。

もう一つ、新規就農者ということで、農用地等賃借料補助がありますけれども、こちらは、5年目の方が1名、2年目の方が1名ということで、当初予算計上しておりましたけれども、当初予算どおりの実績ということになっております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） ただいまの補足を若干させていただきますけれども、新規農業従事者の方について、主幹から予算の御説明をさせていただきましたが、新規就農から5年以内であれば補助金を活用できるということにしておりますので、平成31年度に1年目の方が5名いらっしゃいまして、予算を措置しておりましたが、実際には2名の方がお使いになられて、ただ、その方は5年以内にまた使うことができるので、そういうことで今年度については人数がそのような形で確定したということであります。

次に、農業振興施設等整備事業費の減でございます。

これにつきましては、3月の補正予算で担い手確保・経営強化支援事業補助金ということで、トラクター1台を購入するということで補正をして、お認めいただいたところでございますが、国でそれぞれポイント制をとっておりますので、申し込みが多か

ったことと、国のポイントの算定が、若干ハードルが上がったということがございまして、残念ながら、今回申請された方につきましては、ポイントが低かったということで不採択となったため、今回補正をさせていただこうとするものであります。

次に、商工費の起業家支援でございます。

総務部長の説明のとおり、当初、新規希望者の予定が2件で、1件当たり200万円ということで見込んでいたところですが、残念ながら新規の起業家の要望がなかったということで今回落とさせていただいて、実績といたしましては、継続されている2件の方に対する補助をしたところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） プレミアムの件は3回目ですね。

再度質問させていただきますが、確かに国の制度でやらなければならないところもあって、条件としては非常に厳しいところもあるのではないかと思います。

美幌町としては、使いやすいプレミアム、そういうところをきちんと把握した上で取り組んでいくべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、今回のプレミアム付商品券事業でございますが、こちらについては全国一律の事業ということで、費用については国が全額持っていただけるということで、町独自で何か工夫をして使いやすくという扱いは基本的にはできないものということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 新規就農者等

支援事業補助金については、大体はわかるのですが、美幌町の条件として厳しいものはないのかという思いがあって今回質問させていただいておりますが、その点についてはいかがなものでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 決してそのようには思っておりません。

新規農業従事者から新規農業従事者として認定をされた以降5年間であれば、いろいろな形で、例えば農業機械でもよろしいですし、農業に係るパソコンでもいいですし、そういう意味からいったら、幅広く、農業に関わる、経営に関わるものでお使いいただけるようにしておりますので、決してハードルが高いというふうには思っておりませんので御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 新規就農者については了解いたしました。

あと、担い手確保の関係ですが、先ほどの説明では、トラクターを購入したいという要望書を出したようですが、対象にならなかったという意味では非常に残念なことだと思いますけれど、例えば、本人の希望で申請したのであれば、その申請が通るように町としてアドバイスしてあげるべきではなかったかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 当然、申請に当たりましては、町を通じての申請になりますので、形式的な要件等は当然のごとくチェックをしておりますので、町としても自信を持って申請を上げたところでございますが、申し上げましたとおり、残念ながら不採択ということで、内容を確認したところ、国の予算が少なかったところと、それに関わるポイントのハードルが若干上がったということでございますので、決して関わっていないということではございません

のでよろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私は3点についてお願ひいたします。

31ページ、固定資産税の減額補正であります。

土地、家屋、償却資産ということでございますけれども、減額の理由をお知らせいただきたいのと、なぜこの時期に専決がされたのか。固定資産税であれば、昨年5月の段階で確定していると思っておりますけれども、どういった関係で今回減額になったのか教えていただきたいと思っております。

それから、35ページ1番下、牧場使用料の減でありますけれども、当初予算に比べて大幅に減額なっております。

この理由についてお聞かせ願ひたいと思っております。

最後、3点目であります。

63ページ、交流促進センター維持管理委託料、198万7,000円の増については理解いたしますが、これは指定管理者と協定していると思っておりますけれども、何の根拠に基づいてこうされるのか教えていただきたいと思っております。

この3点をお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○税務主幹（片平英樹君） まず初めに、固定資産税の減ですけれども、こちらにつきましては償却資産の対象経費の減となっております。

主に償却資産ですけれども、対象経費が確定するのが3月になっておりまして、そこで確定してからの減額となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私の記憶によると、固定資産税償却資産分は当初課税の段階でわかると思うのですが、3月末まで待って今回専決ということは、考えら

れるのは収納率が下がったとか、そういったことではないかと思うのですが、この時期に専決になったのはどういった理由で、もう一回具体的にわかりやすく説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまの御質問でございます。

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産、それぞれ基準日が毎年1月1日現在ということになってございます。

今回、土地、家屋については若干の増額ということですが、償却資産につきましては、今年は事業用資産について、当初課税において、一定程度把握した中で課税をしているわけですが、最終的に納付実績等を踏まえて歳入について調定が上がって、予算の整理を行うのがこの時期になったということでございます。

確かに、3月時点で一定程度補正予算を提案できないかということは、そのとおりだろうと思うのですが、歳入ということもあって、最終的にこの時期になっているということですので、どうか御理解をいただければと思っております。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 35ページ、牧場使用料の減でございますが、峠牧場の使用料といたしまして、夏期放牧につきましては30頭、冬期舎飼につきましては5頭ということで当初予算を計上させていただいたところでございますが、残念ながら、夏期、冬期ともに実績がなかったため減額をするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 御質問の峠の湯びほろの休業補償の関係でありますけれども、休業補償の額につきましては、町と指定管理者が結んでおります管理協定に基づきまして支出を行っているものであ

ります。

金額につきましては、町と指定管理者双方で協議の上、決定しております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 理解いたしました。

協定書に基づいて、今回の休業補償を出されたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 1点訂正をさせていただきますと思います。

私、先ほど坂田議員の新規農業従事者の質問の際にパソコンと申し上げましたが、申し訳ございません、パソコンは対象としておりませんので訂正をさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 歳出の部分で61ページです。先ほど坂田議員も質疑されていましたが、商工費の起業家支援事業補助金の部分です。

新規で2件を見込んでいたということですが、申請自体は何件あったのでしょうか。

申請自体がなかったのか、その辺りを教えてください。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 残念ながら申請はございませんでした。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） なかったということですが、どのような形で声かけ、周知をされているのか。

私の記憶では、2年前ぐらいまでは数件

の申請があったと思いますが、どうして去年はなかったのかということで、何か要因等が推測されているのであれば教えていただきたいのと、周知をどのような形で徹底されているか教えてください。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 周知につきましては、町の広報紙やホームページ等で周知してございます。

今年度は申請がなかったわけでありまして、例年につきましては数件の申請がありまして、採択されております。やはり、今般の経済情勢等もあるのかなと推測しているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） まず1点は、51ページの先ほどから出ているプレミアム付商品券事業のマイナス8,800万円についてもう1回確認を取りたいのと、67ページの小学校費と中学校費のそれぞれ管理費の2番に出てくるスクールバス運行業務委託料の減の考え方についてであります。

まず、一つ目のプレミアム付商品券事業、これについては国の政策ということで十分わかるのですが、金額が8,800万円マイナスで、総事業費かと思うのですが、美幌町でこれだけ数がありながら34%、100人に34人しか使っていないということ、非常に国の制度がきつかったのかなと思うのですが、ただ、効果として、せっかく消費税対策でこういう方々に助成があって、町も一生懸命やったけれど、34%だったということ、これを34%で済むのか、それとも、逆に、今後どうやったらこれが生かせるのかとか、その辺の考えです。

人数と金額的な問題があるとしても、早い時期から一生懸命やったけれどだめだったというのはわかりますけれど、美幌町民にとって、これは相談がないままいったの

か、何か不都合があったのか、やり方が足りなかったのかということ、担当としてはどのように考えたのかをお願いします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、先ほどお答えしたとおり、国の発行率も約三十数%ということで、全国的に見ると美幌町も大体そのぐらいだったということでいきますと、やはり制度自体がどうだったのかなど。

例えば、先ほども申し上げましたとおり、5,000円の券を4,000円のお金を持っていかないと買えないということがありますので、住民税の非課税世帯の方が対象ということですから、非課税世帯の方がそういった現金を持って買いに行けなかったというのが大きな原因だったのではないかと考えております。

その辺は国も当然わかっていると思いますので、今後このようなことがあるときには、もう少し使いやすい制度を考えていただけるのではないかと期待もしているところでございます。

また、申請の関係ですが、先ほど申し上げたとおり、一人一人に個別に案内を送りまして、手続についても非常に簡単にできるように、持ってくれば全て交付できるようにということで、非常に簡素化した方法もやっておりますし、また、広報での周知等も行った結果、こういったことになったということでございますので、十分やったつもりではありますが、結果このようになったということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） この制度が金額の問題だったのかということをお考えますと、国の対策をやりながらもったいない結果で終わったなど。

やり方が難しいのであれば、どんどん国に言って、4,000円を2,000円にで

きないか、1,000円にできないかという声を、行政としてあげるべき時期を失ったのかなど。

実際、美幌町にこれだけの方がいるということが議会の中でもわかったと思えますし、そういう方が4,000円の券の交換そのものができなかったという実態は非常に嘆かわしいと思えますので、今後このような対策はしっかりまたやってもらいたいと思えます。

次に行きます。

小学校費と中学校費のスクールバスの減についてですけれど、多分これはコロナ対策の学校の休校の関係だと思うのですけれど、私はどうしても産業系の質問をしてしまうのですけれど、委託を受けるところが委託が減れば、仕事も給料も償却費も出てきません。

今回、このような形で産業対策の部分で、どうしても行政の契約としては打ち切らないといけないとわかりますけれど、打ち切る形をとられたほうもしっかり仕事はしていても、今回のコロナの関係ですっかり予定が狂った業者も美幌町の中で山ほどあるのです。

私は、3月予算の中で、特にスクールバスが気になったのですけれど、減額された先の今の状況はどうか、今後どのようにこの部分を補うのかということもチェックしているのか、していないのか、2点目です。

○議長（大原 昇君） 学校給食主幹。

○学校給食主幹（齊藤浩司君） ただいまの松浦議員の御質問にお答えいたします。

小中学校は、2月27日から3月24日まで臨時休校いたしました。スクールバスにつきましては、混乗スクールバスと通常のスクールバスがございまして、分散登校したということで、実際は運行しております。

今回減額した分ですが、まず、混乗スクールバスについては一般の方も乗りますの

で、通常の登校便、下校便を運航いたしました。

分散登校がありますので、通常のスクールバスは登校便1便と下校便3便ございますが、一度に帰さなければいけないということで、下校便が3便から1便に減りました。その分が今回の減額でございます。

今回は短期間で18日間ということで、若干のロスでしたが、松浦議員がおっしゃるとおり、今はキロメートル当たりの単価で実績払いをしておりますので、業者とも話して、例えば今後、丸々臨時休校、さらに分散登校もない状態ですと全く無収入になってしまいますので、今は長期継続契約中ですが、将来にわたって、例えば除雪のように最低保障をするですとか、そういったことも検討していかなければいけないというふうに認識しておりますが、現在の契約は来年度まで長期継続契約で短期払いと、今も臨時休校中ですが、登下校便は分散登校をしていますので運行はきちんとさせていただいています。

ただ、便数が減っていますので、若干の収入減になっているので、業者ともその辺を話しながら運行に努めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 非常にわかりやすく、メモをする暇がなかったのですけれど、実際は受けている業者ときちんと協議をしている。日数的にも金額が減らないような努力もしないと子供たちの学校の関係も大変だというのはわかりますけれど、今、日本全国が、世界もコロナということで非常に浮き沈みが激しいのが経済なものですから、美幌町の業者といえどもほかの業務も減っている状態ですので、今すぐにも何かの解決策をぜひ示してほしいなと思っています。

以上です。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 41ページの生産品売払収入の増です。

みらい農業センターで277万6,000円プラスということですが、この要因と言いますか、どういうものがどうだったかというのをお知らせください。

あと、次のページ、43ページの物品等売払の増、1番上です。353万5,000円。

これはリサイクルごみの鉄くず売払いということですが、このリサイクルごみの鉄くず売払いはどういうふうを集めて、どう売するのかということをお知らせください。

この2点、お願いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 私からは41ページ、生産品売払代の増について御説明をさせていただきたいと思っております。

平成31年度のみらい農業センターの農作物の販売に係る実績で増額の補正となったものでございます。

大きな要因としましては、昨年度は非常に天候に恵まれたということでございまして、秋まき小麦の製品歩留まりが91%ということによかったこと、それからテンサイにつきましても収量が非常に多かったこと、また、糖分が16.5%であったことが大きな要因であります。

また、ダンシャクにつきましても、平成30年度の本精算で、これもまた価格が大きかったということで、当初予算800万円で見えておりましたが、当初予算に比較しまして、今回277万円の増額補正をさせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 43ページ、物品等売払の353万5,000円の関係でございまして、この内訳といたしま

しては、発泡スチロールのインゴット、棒というのですか、固めたものが1万823キログラムで23万8,000円となっております。

もう一つが、鉄くず。こちらが91万7,000円。

また、有価資源物売払ということで、こちらは資源ごみ収集の紙とか、有価瓶、段ボール、アルミ・スチール缶等の売払いが146万5,000円、最後に有価入札抛し金ということで11万8,000円、こちらにつきましても、財団法人日本容器包装リサイクル協会が行います有償入札によって得られた収入を取引量に応じて算出して、抛されるものということになってございます。

リサイクル業者が集めたものを売払いしたものをこのように雑入という形で受けて、入れているということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開は、13時15分といたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 承認第4号

○議長（大原 昇君） 日程第7 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の74ページをお開き願います。

承認第4号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

75ページでございます。

専決処分書。

平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、療養給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和2年3月31日でございます。

77ページをお開き願います。

平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成31年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,089万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億705万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、保険給付費の実績を見込み、減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、86、87ページをお開き願います。

3、歳出。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、2, 6 6 1 万 1, 0 0 0 円の減額と、その下の 2 項高額療養費、3 5 3 万 3, 0 0 0 円の減額につきましては、それぞれ一般被保険者及び退職被保険者等への保険給付費の実績見込み額の減少によるものでございます。

その下、5 項葬祭諸費 7 5 万円の減額については、給付実績の減によるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、8 4、8 5 ページをお開き願います。（「省略」と発言する者あり）

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第 4 号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第 8 承認第 5 号

○議長（大原 昇君） 日程第 8 承認第 5 号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の 8 8 ページをお開き願います。

承認第 5 号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを町議会に報告

し、承認を求めるとでございます。

8 9 ページでございます。

専決処分書。

平成 3 1 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和 2 年 3 月 3 1 日でございます。

9 1 ページをお開き願います。

平成 3 1 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）。

平成 3 1 年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 5 7 3 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 億 9, 5 5 5 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回専決処分いたしました補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料、そのほかの費用の実績を見込み、減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、1 0 2、1 0 3 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費につきましては、庁用経費負担金の実績見込みに基づく減額でございます。

その下の 3 項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会運営事務費及び介護認定調査事務費とも実績に基づく減額でございます。

2 款保険給付費につきましても、1 項介護サービス等諸費から 1 0 5 ページの 6 項その他諸費まで、実績見込みによる給付費

等の減額でございます。

1番下の3款地域支援事業費、551万8,000円の減額につきましては、次の106、107ページをお開き願います。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、それぞれ介護予防・生活支援サービス及び運動指導業務の実績見込みに伴う負担金の減額であります。

2項包括的支援事業費・任意事業費につきましても、生活支援体制整備事業及び介護保険任意事業とも利用実績の確定及び見込みに伴う減額でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、98、99ページをお開き願います。
〔「省略」と発言する者あり〕

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第6号

○議長（大原 昇君） 日程第9 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案の110ページをお開き願います。

承認第6号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定によ

り、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページ、111ページをお開き願います。

平成31年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について、終末処理場維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日、令和2年3月31日であります。

内容につきましては補正予算で御説明いたしますので、113ページをお開き願います。

平成31年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成31年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、終末処理場維持管理事業費並びに終末処理場非常用発電設備更新工事に係る建設事業費の確定などにより、減額補正をするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ859万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,718万円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更につきましては、第2表債務負担行為補正で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更につきましては、第3表地方債補正で御説明申し上げます。

次に、116ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

終末処理場非常用発電設備更新工事であります。

対象事業費の確定によるもので、限度額を1億2,900万円から4,500万円を減額いたしまして、8,200万円とするものであります。

次に、117ページをお開き願います。

第3表、地方債補正。

公共下水道事業であります。

対象事業費の確定によるもので、起債限度額を6,840万円から40万円を減額いたしまして、6,800万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、124ページ、125ページをお開き願います。

3、歳出。

このページの公共下水道事務費、終末処理場維持管理事業費、公共下水道建設事業費の減は、事業費確定に伴う執行残による減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、122ページ、123ページにお戻り願います。（「省略」と発言する者あり）

以上、説明させていただきましたので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 1点だけ。

116ページの債務負担行為の終末処理場の電気工事、昨年聞いていたのですけれど、今回負担行為が4,000万円ほど変わるのですけれど、何がどう変わって、この負担行為が何が原因でこうなったのかお願いたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 終末処理場非常用発電設備工事につきましては、2カ年の債務負担の工事でございます。

当初1億2,900万円から入札の部分の執行残を除いた額、それを2年目に補正するというので、残りの金額の8,200万円が次年度分の支出ということでございます。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（御田順司君） 工事費の減額の内容でございます。

当初予定していた部分につきましては、資材単価等調査も含めて確定していない概算要求の中で予算を組ませていただきまして、年度末に資材単価等調査を行った後に、詳細な単価が確定して、精査して発注をしたということになっておりますので、事業費が縮減されて執行したということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） ということは、工事内容は何も変わらず、資材単価の一部変更によって全て変わったと、ただそれだけということですね。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議員おっしゃるとおりでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第10 承認第7号

○議長（大原 昇君） 日程第10 承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案126ページをお開き願います。

承認第7号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページ、127ページをお開き願います。

専決処分書。

平成31年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）について、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和2年3月31日であります。

内容につきましては、補正予算で御説明いたしますので、129ページをお開き願います。

平成31年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成31年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、維持管理事業費の確定による減額補正をするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,512万円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、138ページ、139ページをお開き願います。

3、歳出。

このページ、個別排水処理施設維持管理事業費の減は、事業費の確定に伴う執行残による減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、136、137ページにお戻り願います。（「省略」と発言する者あり）

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第11 議案第25号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第25号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の140ページをお開き願います。

議案第25号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の25ページをお開きください。

資料4、議案第25号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。後期高齢者医療保険被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる場合で、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなったときに、傷病手当金を支給することができるよう、北海道後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容でございますが、後期高齢者医療制度は都道府県単位の後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療給付を行い、市町村が保険料の徴収等の条例で定める事務を行っております。

今回、町で行う事務に広域連合条例附則第5条の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものであります。

新旧対照表につきましては、26ページを御参照願います。

根拠法令は、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例で、施行日は、公布の日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第25号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第26号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第26号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の141ページをお開きください。

議案第26号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の27ページをお開きください。

資料5、議案第26号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。国民健康保険被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる場合で、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなったときに、傷病手当金を支給することができるよう、条例の一部を改正するものであります。

改正内容として、一つ目は、支給対象者を、被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われるものと定めるものです。

二つ目は、支給対象となる日数を、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定して

いた日として定めるものでございます。

三つ目は、1日当たりの支給額を、直近の継続した3カ月間の給与等の収入額を就労日数で除して、3分の2を乗じた金額とするものでございます。

ただし、標準報酬月額の高等級である139万円をもととして計算した1日当たりの金額、3万887円を上限とするものであります。

四つ目ですが、適用期間を令和2年1月1日から規則で定める日までの間とし、支給期間は最長1年6カ月とするものであります。

新旧対照表につきましては、28、29ページを御参照願います。

根拠法令等は、国民健康保険法で、施行日は、公布の日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第26号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第27号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第27号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の14

3ページになります。

議案第27号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

令和2年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、営業継続支援金の給付、プレミアム商品券の発行、衛生資材の備蓄のほか、国の特別定額給付金の給付に係る経費などを予算計上するものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億2,918万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億8,947万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

それでは歳出から御説明をいたしますので、議案書の152、153ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、1項、11目諸費、1、防災対策事業費の増、消耗品費242万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害発生時における避難所の感染予防対策といたしまして、衛生資材を備蓄するための経費でございます。

備蓄する衛生資材につきまして御説明を申し上げますので、参考資料の32ページをごらんいただきたいと思います。

資料7。

整備目的でございますが、指定避難所等での感染症罹患防止、衛生管理に努めるため、衛生資材を備蓄いたします。

備蓄の考え方でございますが、地震災害が発生したことを想定し、町内の指定避難所、臨時避難所、福祉避難所の全てを開設いたします。

避難所の収容人数を4,000人、災害対

策本部の人員を200人と仮定いたしました、合計4,200人の7日分の衛生資材を備蓄するものでございます。

備蓄する品目でございますが、マスクを3万枚、手指消毒用液を1リットルボトルで95本、消臭除菌用液1箱20キログラム入りを25箱、使い捨てゴム手袋を50枚入りで80箱、以上を購入したいと考えてございます。

災害発生時におきまして、避難者が感染リスクの高い環境下に置かれることのないよう、取り急ぎ必要な衛生資材を備蓄しようとするものでございますが、今後におきましても、必要な衛生資材につきましては順次追加の上、備蓄を図ってまいりたいと考えてございます。

議案書の153ページになります。

11目諸費の7、特別定額給付金給付事業19億2,963万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて実施されます国の緊急経済対策の一環であり、全国民向けに一律10万円を給付するための経費でございます。

可能な限り迅速に給付できるよう、4月20日の政府の閣議決定を受けまして、その翌日から支給に向けた体制の準備を進めてまいりましたが、本日、しゃきつとプラザ会議室に専用の執務室を設置いたしまして、本格的な作業に入ってまいりたいと考えてございます。

事務費といたしましては、申請書の作成、印刷、郵便料、口座振込手数料などの経費を予算計上するとともに、対象者を1万9,150人と推計し、特別定額給付金19億1,500万円を予算計上いたします。

今後のスケジュールでございますが、本日4月27日が基準日となりますので、速やかに対象者リストを作成の上、5月上旬から中旬には申請書を郵送できるように進めてまいります。

その後、申請書の受付、確認作業を順次行い、5月中旬から下旬にかけて支給でき

るよう対応してまいりたいと考えてございます。

次に、2項、1目税務徴税费、1、町税等課税事務費の減、業務等委託料、所得情報連携対応プログラム改修委託料につきましては、マイナンバー法に基づくネットワークシステムの利用に際しまして、行政機関が保有する所得情報データを統一する必要があることから、電算システムを改修するための経費となります。

当初予算におきましては、国の財源措置の考え方が明らかになっておりませんでしたので、プログラム改修に要する経費、その全額を税務徴税费で一括計上しておりましたが、児童手当、介護保険に係るプログラム改修につきまして、国の補助金が交付されることになりましたので、税務徴税费に計上した委託料から154万円を減額し、予算を組み替えるものでございます。

次に、3款民生費、1項、3目高齢者福祉費、8、介護保険特別会計負担事業費の増、繰出金、介護保険特別会計繰出金2,447万4,000円ではありますが、こちらの経費につきましては、介護保険料の減額賦課と電算システム改修に要する経費につきまして、一般会計からの繰り出しを行うものでございます。

その下2項、4目児童措置費、1、児童手当支給事業費の増、業務等委託料、所得情報連携対応プログラム改修委託料67万1,000円は、児童手当支給に係る電算システムの改修で、所要額の3分の2が国からの補助金として交付されます。

次に、議案書の154、155ページになります。

4款衛生費、1項、2目予防費、1、感染等予防対策事業費の増、685万7,000円は、新型コロナウイルス感染症について、今後も長期的に感染の拡大が予想されることから、予防対策に必要な衛生資材を備えるための経費につきまして予算を計上するものでございます。

備蓄する衛生資材につきまして御説明いたしますので、参考資料の32ページをお開きいただきたいと思います。

下段になります。数量算定基礎であります。感染すると重症化しやすいと言われております妊婦、基礎疾患を有する方、75歳以上の独居及び夫婦世帯、さらには業務を継続するための町の職員、合わせて2,610人を対象といたしまして、3カ月分の備蓄を図ろうとするものでございます。

整備する品目につきましては、マスクを10万枚、公共施設等に配備する手指消毒用液を1リットルボトルで90本、その他、感染症防護対策用キット、ディスプレイ手袋、ガウン、体温計、ペーパータオルなどを購入いたします。

なお、町民の皆様には、原則各御家庭において備蓄をお願いすることになります。感染防止対策が長期間に及ぶとき、あるいは優先されるべき方がマスクを確保できない場合におきましては、その状況に応じまして、町民の皆様には配布することも想定し、一定数の衛生資材を備蓄したいと考えてございます。

議案書に戻ります。

7款商工費、1項、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の増、補助金、新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業補助金1,656万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、町内の事業者には深刻な影響が出ていることから、事業の継続と消費喚起を目的といたしまして、プレミアム商品券を発行するための予算計上になります。

事業の概要であります。3,000円の商品券を2,000円で1万5,000セット販売いたします。プレミアム率は50%となります。

3,000円の商品券のうち2,000円分につきましては、売り上げが大きく減少している飲食店のみで使用できることと

し、お一人5セットまで購入可能といたします。

商品券の販売は5月8日から10日までの3日間、町民会館とマナビティーセンターの駐車場、駅前広場の屋外3カ所におきまして、感染防止策を講じた上で販売しますが、5月11日以降につきましては、美幌商工会議所においても販売することといたします。

なお、商品券の使用期間につきましては、7月末日を予定してございます。

その下の新型コロナウイルス対策営業継続支援金、5,010万円につきましては、外出の自粛が続いているため、特に厳しい経営状況に置かれている飲食業、宿泊業を営んでいる事業者に対し、営業の継続に向けた支援金といたしまして、一律30万円を給付するものでございます。

感染の拡大が長期化しておりますので、収入の減少によって営業の継続を断念せざるを得ない事態も想定されることから、スピード感を持って支援策を講じるため、今回一律30万円の給付を行おうとするものでございます。

給付の対象につきましては、最大で167店舗を見込んでおり、申請の期限は5月29日までといたします。

速やかに申請をいただければ、今週末には指定口座へ振り込めるように準備を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書150、151ページにお戻りをいただきたいと思います。

16款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金1,210万5,000円ですが、介護保険料の軽減措置に対しまして、対象経費の2分の1相当額を国が負担するもので、その全額を介護保険特別会計へ繰り出します。

2項、1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金、こちらは特別定額給付金給付事業費補助金であります。

19億1,500万円につきましては、国の緊急経済対策として実施されます特別定額給付金1人当たり10万円、1万9,150名分になります。

その下の事務費補助金1,463万円は、特別定額給付金の支給に係る事務経費に対する補助金であり、補助率は10分の10でございます。

その下、2目民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金44万7,000円につきましては、児童手当に係る電算システム改修委託料に対し、対象経費の3分の2相当額が国から補助されるものであります。

17款道支出金、1項、1目民生費道負担金、1節の社会福祉費負担金605万3,000円は、介護保険料の軽減措置に対しまして、対象経費の4分の1相当額を道が負担するもので、その全額を介護保険特別会計へ繰り出します。

次に、19款寄附金、1項、1目一般寄附金300万円につきましては、4月23日、株式会社ダイイチ様より新型コロナウイルス感染症にかかる経済対策に役立ててほしいと御寄附をいただいたものでございます。

20款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金7,794万5,000円は、今回の補正予算に係る財源といたしまして、財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

なお、参考資料の31ページ、資料6に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

以上、議案第27号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 私から1点だけ、155ページ、新型コロナウイルス対策営

業継続支援金についてお伺いしたいと思います。

先ほどの説明の中で、営業継続を目的とした支援金を支給するというですけれども、今は国も道も、とりあえずゴールデンウィーク、5月6日まで自粛を要請しております。

美幌町としての体制はどのようにしているのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 160件は最大の名簿として積算をしておりますが、既に事前にお知らせということで各店舗にお送りしている文書の中には、新型コロナウイルス感染拡大の防止のお願いということで、それぞれ北海道の緊急措置、あるいは休業要請、19時以降のアルコール類の提供の自粛という協力要請があるということ盛り込み、美幌町といたしましても、皆様方には感染拡大防止のため、ぜひともこの取り組みに御理解と御協力をいただきますよう切にお願いいたしますということで、一文を付して御案内をしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 155ページの商工業振興推進事業費の関係で、新型コロナウイルス対策営業継続支援金についてお伺いいたします。

今の説明では160店舗と説明がありましたが、その内容について、お店の中身については全くわかりません。飲食だけなのか、その対象者をどう選定しているのかという思いがありまして、お伺いしたいところであります。

例えば、商工会議所と連携をとって、対象店舗を算定しているのだろうと思うのですが、町内には商工会議所に関わっていないで、自営でやっているところもございます。そういうところは対象にならない

のかどうか。

そういう作業も調査をして進めるべきかと思っておりますが、その辺のことについてお伺いしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 今回、飲食店及び宿泊施設ということで選定をさせていただきました。

北見保健所のホームページには、北見保健所管内の食品衛生関係施設の全施設を食品衛生関係施設一覧表ということで掲示されております。

内容につきましては、毎月10日に更新されておまして、令和2年4月13日更新のデータに基づき選定を行ったところがあります。

お尋ねの会議所の会員、非会員にかかわらず、飲食店及び宿泊業の保健所に営業届出をされている全施設から選定をさせていただきましたものがございます。

なお、今回の支給対象といたしましては、飲食店、宿泊施設ということでございますが、定義といたしましては、飲食店につきましては、食品衛生法第52条の規定により営業許可を受け、店内で飲食を提供し、その場で飲食をさせることを主としている店舗ということで考えてございます。

よろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今回については、その場で飲食をするということにはよくわかりました。

例えば、保健所に登録している食品を扱う弁当屋、そういうところは今回は対象にならないという説明でよろしいでしょうか。

それで、今の実態としては、3月初めに1回だけ注文をいただきましたけれど、3月、4月、そのほかはほとんどゼロの状態、5月についても、自治会などの会合も中止になっておりますし、今後の見通しと

なると、小中学校の運動会も中止という話になっておまして、その店では今後継続不可能になってきているという状況があって、そういう意味では、こういう人達は救いの手は差し伸べられないのか、支援金を受けられる状況は全くないものなのか。

美幌町で営業している、小人数ではありますがけれど、パート職員を使っている人たちも不安を抱えているという情報がありますが、そういうところは、今後全く支援を受けられる状況は生まれてこないのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 今回対象とさせていただいている施設については、店内での飲食物の提供及びその場での飲食ということで整理をさせていただいております。

多くの業態等が影響を受けていることは承知しておりますが、なぜかという、国の緊急事態宣言において、感染拡大防止のため外出自粛も行われておりますので、店内に来ていただくことをなるべく避ける、感染拡大防止の意味も含めてそのような措置とされております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ただいまの御質問の店については対象からは外れております。

今回の支援が全てという考えは持っておりません。地域経済を支えている事業所ということで、事業者の方々を何とか救いたいという考えを持っています。

その中で、国がいろいろな施策を示してはくれるのですが、現実的にそれぞれの事業者を支払いされる時期はかなり遅くなる。それまでに近々に営業を閉めざるを得ない方も出つつあるという話も聞きました。

そういった中で、スピード感を持って、1番影響を受けているだろうという業種に

絞って支援をするという形で今回進めさせていただいております。

ですから、今回対象にならない事業所についても、これから早急に制度設計をして、また皆様にお諮りをしていきたいと思っておりますので、今回御質問されたお店については、対象には入っていないということでもありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今の町長の答弁で理解はいたしました。

ただ、美幌町にはそういうお店がまだまだたくさん存在しております。

そういうところを独自の調査をしながら、そういう人たちの経営を助ける支援ということでもありますので、しっかりと取り組んでいただきたいという思いで今回質問させていただいておりますので、その点については十分認識していただきたい。そんな思いでございます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 155ページの同じ新型コロナウイルス対策営業継続支援金。タイトルのように、営業を継続させたいという町の姿勢のあらわれとして受けとめたいと思います。

しかも、4月20日に北海道が休業要請をしたときに、休業補償というか、支援から外れている分野を美幌町として30万円支給しようということですから、その限りでは、30万円が飲食店、ホテルを含めて一律に支給される結果となったということは、大きな前進だと基本的には受けとめています。

二つ質問したいと思うのですが、5月6日まで道も、それから、札幌市を含めて市町村も、美幌町も5月6日ということですが、状況としては、北海道は休業要請がさらに長引く可能性が多分にあるということ

なので、先ほど町長がお話しされましたように、今後の展開によっては当然考えなければならないという部分について、あくまでもこれは5月6日までの時限の措置、それ以降になると追加を考えざるを得ないのかどうかという事を1点お聞きしたいと思います。

二つ目の質問であります、札幌市や旭川市、函館市、釧路市などの例を見ますと、できるだけ一律にしていこうという意識が働いていて、個人事業主が休業の支援金が20万円という部分については、市がその差額10万円を支給するという制度設計を行って、もちろん外れている飲食店などについては30万円ということで、バランスがよくとれている制度設計が見られます。

この辺について、やはり業者によっては、それは生活の糧になっているわけですから、差が出て当然だとは私は思いません。

今回も、委員会の議論の中で、外れている部分については議論があったと聞いていますので、当然それらも含めて、行政によって選別しない、差別しないという考え方を、今回は修正しない限りは無理ですが、今後の休業要請が延長するという場面では、ぜひそれは考えるべきではないかと思いますが、この2点について御質問いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 1点目の5月6日までの休業要請、先ほど部長から休業要請も内数としては入っているという考え方で皆様にお伝えしております。

ですから、確かに事業収入が激減している飲食店、それから、旅館業という考え方に限定しないというのは、全体を含めて、ただ、今、道民上げて、国民上げて、そして、当然美幌町もこの期間には不必要な外出をしないで、やはり自粛するという事を前提としていますから、当然、店は可能

な限り道に合わせて休んでいただきたいという考え方であります。

ただ、それが延びたとしても新たにそれを追加して今回お出しする金額を上乗せするという事は、今のところ持っておりません。

どちらかという、私は今回、本来であれば全ての業種のことを全部分析しているものがあれば、早急な判断もできますし、選定の一覧があればすぐできるのですが、残念ながらそれをやるとどんどん遅れるという状況の中で、まずは今やらなければいけないことを先にやらせてほしいということを考えておりました。

先ほど、坂田議員の質問にもありましたけれど、今回そこから漏れた業種についてはどうするのだということに対しては、これも繰り返しになりますけれども、早急に対応できるように今考えておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。

状況については、今、実際に会議所と町とで実態調査も早急にして、分析をします。

私が今持っているのは、ピンポイントというか、抽出で行った資料をまとめた中で一つの判断として、それから、全道的な状況、近隣の状況を見て、まずはこれをやりましょうということ判断させていただいたので、次については、基本的には全事業者に対して一定のルールをつくらざるを得ないと思っておりますけれども、それをつくった中で、かつ、スピード感を持って皆さんにお示しして、関わる美幌町の事業者の方をしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 5月6日は北海道も、道内各市町村も、一応の期限を付けての制度設計になっています。それがどの程度、仮に延長するとすれば延長されるか。

この状況についても確認をしなければなりません。私も聞いているところでは、例えば、以前は1日30人程度のお客さんが来ていたところが、五、六人しか来ないということで、店を借りて、施設はリースで、もうそれだけでも赤字になって、営業が続けられないというのは、多分業種が違っても同じような状況になっているように思います。

1番いいのは、国が休業要請をするのであるから、当然補償するというのが1番だと思いますが、そういう声も上げながら、しかし、1番身近な自治行政の中で救済をしていくということで、現状は今提案されているのは飲食店とホテルということで、私自身はこれは明らかに前進しているので賛成したいと思います。これが100%ではないということで、ぜひ全ての業者を調査されて、美幌モデルをつくっていただきたいということは申し上げたいと思いません。

あわせて、5月6日以降どういう条件になるか、感染者は表向きは出ていない町なので、皆さん安心していると思うのですが、いつ感染者が出てもおかしくないという状況がどうやら広がっていると思いますので、緊張感を持って、それはそれでやっていただければと、この点については思います。

もう一つの部分の御答弁は、求めていたと思うのですけれど。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 申し訳ございません。理解できなかったところがあって、申し訳なく思っております。

今、調査を24日付でお願いしているのは、町内にある事業所ということで、会議所だけではなくて、会議所の409社、それからそれ以外の属していないところ、これは町で全部調べた部分でありますけれども、92社、合わせて約500社の情報を整理しようとしております。その実態がわ

かってくるということでもあります。

先ほど、業種によって差別という意味では、基本的には私は差別をする考えは持っておりません。

ただ、どれだけ支援をするかという部分については、他の市町村のことを調査したり、まとめたものもありますので、そういうものを参考にしながら、しっかりスピード感を持って、きちんと整理する必要があるのかなと思っております。

私が具体的に判断する中で会議所と話してピンポイントでお願いしたのは、旅館業とか、飲食店の通常の持ち帰りをするところ、実際にそこでつくって食べていただくところ、それから、スナック等と言われるお店、小売店の中でいけば、小売店、卸売、サービスの中では、美容院、理容院等の抽出で、ある程度全部調べてもらって、それを私なりに全部分析をした中で、私どものスタッフと会議所と協議して、まずは急いで今回提案したものをさせていただきたいということでの提案でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 大きく2点。

153ページの近々国会で通るのでなかろうかという部分の対応の関係と、何人かの方が言っている155ページの商業推進事業費の部分を再度町長に確認をとりたいことがあります。

まず1点目ですけれど、今回、国で地方自治体に委ねるのでなかろうかということですが、今回の予算がついているのですけれど、テレビ等でも世帯主が手続をとるということに出ている話題で、家庭内のトラブルだとか、別居だとか、そういう方については調査が相当厳しいのではないかと。

それを美幌町の行政の中で、どの担当がそういうところをしっかりとできるのか、逆にできる対応も国と調整してやるだとか、その辺の話をもし示せるものがあれば願

いしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁を申し上げます。

特別定額給付金につきましては、議員からお話があったとおり、これから早急な対応に入っていくわけでありまして。

今回は、2009年のリーマンショック後の定額給付金事業がございましたので、当時の町の対応をベースに今体制を整えているところでございます。

差し当たって、事務量がかなりありますので、今回は総務部の総務グループ及び財務グループの職員、現在考えているのはおおむね5名ですけれども、5名で別室を設けて、そこで集中的に作業に当たってまいりたいと考えております。

そういった中で、今議員から御指摘あったとおり、各世帯に御家庭の事情もあるわけでありまして、例えば、DVの被害に遭われている方がいるとすれば、そこは住民活動担当が窓口になっておりますので、一定程度情報を持っています。

それから、児童虐待につきましては、児童支援グループです。こちらでそういった事情のある御家庭については把握しておりますので、その情報をしっかりと連携して対応してまいります。さらには、残念ながら高齢者虐待ということもございまして、そういった状況については保健福祉グループにおいて情報を持っておりますので、いずれにしても、それぞれの御家庭の事情がございまして、そういった何らかの対応、措置が必要なところについては、しっかりと情報を連携、把握した上で、今回の特別定額給付金事業を給付に支障がないように、速やかにスピード感を持って対応してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、わかりやす

い説明をもらいまして、こういうお金がどういふ形で使われるかというのは今後のことになりますけれど、もらえる方が気持ちよくもらうための努力が、なぜか市町村の担当者がやらなければならない国の政策になりましたので、しばらくの間は大変だと思ふのですけれど、その辺は抜かりがないようにきちんと周知徹底できればいいのかなと思つています。

この件は終わります。

次の2点目ですけれど、先ほど途中で終わったのですけれど、町長のお言葉から、地域経済を支える事業者の支援という形が今回の趣旨だという説明を受けまして、大江議員の話の中でも町長から約500社の事業所があると読んでいます。ここを速やかに調査して、対応したいということですが、たまたま僕もこの間の委員会の説明の中で、今回、早急にという形で飲食業を選んだということについては、僕も納得できないわけではないです。やるべきだと思つています。

ただ、2月の段階から毎日の営業ではなくて、窓口を開ければ来るとかいう業種でなくて、請負だとか、物の注文だとかを受ける業者が既に仕事がない業者が何件も出ていて、今月でも苦しい、極端に言うと金融機関の応援についても100%十分ではないという中で、この5月以降全く仕事がない業者がだんだん出てきています。

この間、住宅リフォームの話で約半分の申し込みで終わったということですが、その関連企業が、実はその影響で仕事がない個人事業主も発生しています。そうすると2月、3月、4月は仕事がないのです。

飲食店であれば、どうにかお客さんが来てもらえばということもありますけれど、それでもままならない。だから、概算で30万円という形で説明を聞いたのですけれど、その他の業種になれば、当然推定30

万円以下はないのかなと。厳密に言うと、最低30万円からいかなければ、別業種の均衡を保てないのかなと思います。

であれば、仮に500社の30万円で1億5,000万円。この財源を今回と同じ財調から出すのかどうするのかというより、これをもって美幌町の企業を守る、企業の働いている人を守るという観念が、今回の新型コロナウイルス対策本部からの声として、そういうふうを考えていいのかどうか、これを町長にしっかりともう一度確認したいと思うのが最大の1点。

あと確認したいのが、今回の飲食業については、美幌町に登録をしている、保健所に登録になっている全飲食業でいいのか、この部分だけなのです。

再度お願いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 私からは事務的なことを御答弁させていただきます。

町長も先ほど申し上げました企業の実態調査でございますが、当初、会議所と打ち合わせをして、5月1日に実施するという事でお聞きしておりましたが、そこを前倒ししていただきまして、町との連名で4月24日に会議所会員409社、同時に会員以外の約30業種、92社の事業所、これは町で名簿を作成いたしまして、4月24日に発送をさせていただきます。

データは古いですが、平成28年の経済センサス活動調査の事業所数は718でございますが、その中には、農業、林業、その他、金融、保険と入っておりますので、718を500で割ったとしても70%の部分はカバーできるので相当数のデータはとれるのではないかと考えてございます。

それから、飲食店は北見保健所に登録をされているもの全件かということですが、坂田議員の御質問に対する答弁の繰り返しになりますが、北見保健所管内に登録をされている飲食店のうち、今回は店舗で提供し、その場で飲食させることを主

にしている店舗ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の新型コロナの対策でありますけれども、正直な話、早急にやりたいと思っていたものとしては、道が休業補償も含めてといったときに、私どもとすればプレミアム商品券を買って、少しでもお金を現金化しようということをやりたいという思いでありました。

でも現実的には、その状況がなかなか収まらない部分があって、その間は自粛しようという話になったときに、今、対応が遅いと言われればそれ以上答えようがないのですけれども、なんとか現金を、言うならば、営業というか、やめたと言わないで何とか時間を延ばすためのお金を皆様に渡したいという思いではありました。

その中で、その選択が飲食店と旅館業ということについて、なぜと言われたときには、町の全部の企業を全部分析して、それをどういうふうに振り分けてというのは難しいという判断の中で、一括させていただきました。

今後については、支援をどのようにしていくかというのは、基本的に国なり、道なりきちんとすべきところがきちんとすべきとは思っているのです。ただ、町村とすればそこまで待てないというのが実態であります。

ですから、今後の支援については、当然今回、飲食店と宿泊の関係者にするわけにありますけれども、それ以外の部分については、町としても同じ金額でできるかどうかはわかりませんが、それはしようとは思っております。

ただ、物の考え方として、逆にそれで本当に足りないような、例えば中小企業の中でも大規模をどうするのだということも考える必要があるのです。

ですから、とりあえず皆さん横並びで渡した方はこれでオーケーではなくて、本当

に個々の部分で向き合わなければいけないことがまだまだ出てくると思っております。

ですから、中小を含めた業種に関係なく、言うなら、事業者に対する向き合う部分と、それから個々の町民の方々、言うならば、国や道の手の届かない町民の方々にもどうするかということ、やはりきちんと向き合わなければいけない部分も出てくるということでもありますので、そこに係る財源という部分については、可能な限り、今ある町のお金を取り崩してでもやらなければいけない、判断をしなければいけない時期もあると思います。

ただその前に、スピード感を持ってきちんとやり、国からもらうものをいただきたいという思いは強いことでもあります。

ただ、町民を守る場合に、町の今持っている基金等を崩してでもやらなければいけないという判断をする時期もあり得るということは想定しております。

ということですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、経済部長からできる限り飲食店についてはきちんとした形でいきたいという答弁がありましたので、ぜひ、漏れののないように対応してもらいたいなど。

また、町長の答弁の中で、一つなるほどと思ったのですが、国には地域の小さい企業までを見るすき間がなかなかないです。でも、そのすき間を見て仕事をしているのが美幌町の行政であり、町長であり、職員だと思うのです。

2月からこの状況が続いている中で、今回、プレミアム商品券もいろんな商店街だとか、いろんな業種の意見の中で行政にお願いがあったと聞いています。

ただ、それも含めて、商業ではない方々、産業、工業、請負業、卸売業の方々

は、そういう集約した意見を出す場がなかなかないものですから、そういうところも今後きめ細やかに、担当の部署もきちんと意見集約するだとか、訪問するだとか、あと、町長が言ったいつまで続くかわかりません。

ただ、早く終わることを期待しますが、北海道の場合、どうしても景気対策がいつも遅れますので、観光についても、運送関係、ホテルの関係もとまっていますので、戻るまで相当かかるかなと。当然、地場製品の地産地消をしようという運動もとまっています。

そうなると、ぜひ行政にお願いしたいのは、今回の対策でできるものは早くやり、あとでやるものはしっかり考えてやる。

その代わりに、国にも要請しないとイケないと思いますけれど、ここが地方自治体の1番苦しいところですけど、田舎の町ができることは、やはり、町長、そして議会、町民の意見を聞いた中で、すぐ犠牲になる人がいない、皆が長く暮らせる方向を、その指針を示してもらいたい。その思いで、今回産業界への支援についても早急をお願いしたい。この1点です。

町長、答弁ひとつお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町民の方々の命と健康、そして、生活、地域の経済を皆様方としっかりと守っていきたくと思いますので、今後も努力していきたくと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 3点ほど御説明をお願いしたいと思います。

1点目は、153ページの特別定額給付金。

2点目が、155ページの感染等予防対策事業費の増、消耗品費。

それから3点目は、新型コロナウイルス対策営業継続支援金についてであります。

最初に1点目の特別定額給付金について

でございますけれども、端的にお伺いします。

周知の方法、それから、申請方法はどのように検討されているのか御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 今回の特別定額給付金につきまして、まず周知の方法につきましては、当然ながら現在行っております地デジ広報サービス、または広報等で行っていきたく思っております。

また、今回の特別定額給付金につきましては、前回、リーマンショック後の定額給付金、こちらは受付期間が6カ月となっておりますが、今回の特別定額給付金につきましては、早急に皆さん方にお渡しするという観点から3カ月間の受付期間となっております。

そういった中におきましても、随時、申請の勧奨につきましては積極的にさまざまな広報媒体を使いましてPRをしていきたく、そのように考えてございます。

また、申請の方法でございますが、今回、このようなコロナ対策ということもございまして、感染拡大防止の観点から、原則として郵送による申請を基本として考えてございます。

また、今回、政府で行っておりますマイナポータルというウェブサイトを通しましたオンライン申請も併せて行うということ、この2点で申請を行っていただくということで進めてまいりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） このような時期ですので、郵送が大事かなと思います。

この点については理解いたしました。

2点目の155ページの感染等予防対策事業の685万7,000円についてでございます。

先ほど御説明がありました。町内におい

ては、マスク、それから消毒液が購入できない状態になってございます。参考資料にありますけれども、今回、マスク10万枚ということでございます。

この考え方については、妊婦、基礎疾患、75歳以上の独居、それから夫婦世帯ということで、当面は備蓄だとは思いますが、どうしても、こういった時期に町民の皆様に配布するのか、その点について1点と、それ以外の私たち町民もそうなのですが、マスクや消毒液が手に入らず困ってございます。

町内の方からも、購入は自分ですけれども、購入できる店を教えてもらえないのかということで、緊迫した状況もありますので、その対応について、この2点、説明をお願いしたいと思います。

オホーツク圏活性化期成会では、知事に要望書を提出する。あるいは、管内であれば、興部町においては5枚無料配布、遠軽町においても10枚全町民に配布した事例もありますけれども、その辺をどう考えているのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） 御質問にお答えいたします。

今回、基礎疾患をお持ちの方など、2,360名に、当面の備蓄ということで予算を計上させていただきました。

これまで、新型インフルエンザのときに備蓄しておりましたマスクにつきましても、入手が困難ということもありましたので、少ない枚数ではありますが町民の方に送付させていただきました。

今回、マスクは10万枚の備蓄を予定しておりますけれども、納入時期については、今後納入可能なところを探しながら早急に備蓄していきたいと考えております。

その中で、この状況が続いた段階で、町民の皆様がマスクの入手が困難で困っている状況が把握できた際には、必要な方に速やかに配布についても考えていきたいと思

っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

もう1点のマスクの購入のお店についての御質問でありますけれども、町としても購入できる事業所を探している段階でございます。

その中で、町民の方も購入ができるような情報が把握できましたら、速やかにそういう情報も皆さんにお知らせしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） ぜひ、大場主幹が言われたように、町民の方は今現在も非常に困っておりますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

最後の3点目であります。

新型コロナウイルス対策営業継続支援金についてですけれども、皆さん質問されていますので、重ならないように質問したいと思いますけれども、何点か再度確認の説明をお願いしたいと思います。

今回の営業継続支援金については、基本的には、前回の臨時議会でありました緊急対策利子補給事業補助金についての第2弾、第3弾ということで、非常に経済対策についてはタイムリーなことだと私は賛成する立場でございます。

そこで、私も町内の飲食店の方に聞きました。2月においては、前年対比17.7%減少、3月においては、45.5%減少、4月においても途中経過でありますけれども、60%から70%減少しているという中で、今回の経済対策については、有意義な対策であると思えます。

そういった中で何点か確認したいと思います。

1点目は、今回の営業継続支援金についてであります。現在、町内の飲食店及び小売店等の売上げ検証をどのように把握され、営業継続支援金の提案に至ったのか御

説明をお願いしたいと思います。

2点目であります。

先ほど、ほかの議員からもありましたけれども、町内の飲食店、宿泊施設のほか、町内においては、製造業、交通業、卸小売業等は対象にはならないのか。

というのは、やはり美幌町内においても、管内の状況調査によっても、飲食店が45.1%売上げが減少している。そのほかの小売業についても、37%も落ちているということがあるので、これについては対象にはならないのか。これが2点目であります。

それから3点目であります。

一律30万円ではなく、店舗の状況、あるいは、法人、個人の区分に応じて支給、あるいは、売上げ減少の幅に応じて区分により支給などを検討されたのかどうか、これが3点目であります。

それから4点目であります。

提案にあたり、当然商工会議所、食堂組合とも連携されていると思いますけれども、具体的な要望はあったのかどうかお伺いしたいと思います。

5点目であります。

この経済対策に係る今回の補正財源は具体的にどうなのかお聞きしたいと思います。

最後になりますけれども、6点目あります。

これは皆さんからありました。大江議員からもありましたけれども、緊急事態宣言は5月6日までとなっていますが、国の感染の状況から期間を延長する状況にあるかと思えます。

終わらなかった場合については、次の経済対策はあるのかどうかお聞かせいただきたいと思えます。

以上、6点よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） まず1点目の売上げの把握をどのようにということでありま

すけれども、私も何店か聞いた中で、ピンポイントでお聞きして、結果的には会議所が22日からピンポイントでやっていた資料を分析して最終的な判断をしたところでもあります。

今回の対象ということで2番目になりますけれども、今回は対象にはしていないということでもあります。

それと、定額ということで、規模によりどうしようかということもいろいろ考えました。

でも、規模によって制度設計をするには時間がかかるだろうという判断の中で、一律ということでの判断であります。

それから、会議所からの要望があったかということで、4点目でございますけれども、要望はありました。

それから財源については、今回はいただいた2件の寄附のお金プラス、財政調整基金から支出をしているところでもあります。

それから、6番目の期間延長です。

刻々と変わってきております。ですから、この状態がどう考えても収束は難しいと考えたときに、これは繰り返しになりますけれども、今後の対応というのは状況を判断した中でどんどん考えて、皆さんに示していかなければならないというふうに思っています。

状況は、余りいい状況ではないという認識、それから先ほどから言っておりますけれども、長期化するということに対しては、しっかり対応していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 議案書の153ページ、特別定額給付金について1点お伺いしたいと思います。

総務部長の説明では、5人のプロジェクトチームをつくって業務をするということでしたけれども、住民基本台帳を基本にす

れば、多分、送付して、口座を把握して、振り込むという簡単な、簡単と言ったら失礼ですけども、そういう業務だと思いますが、このシステム作製業務委託料、これは必要性がよくわからないのと、この内容がどうなっているのかがわかりません。

この内容と委託先について説明いただけるでしょうか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） ただいまの御質問ですけども、基本的に住民基本台帳をベースにして対象者を抽出するというところでございます。

議員おっしゃるとおり、抽出した方とその振込先口座等を単純に突合すればという御指摘ですけども、各個人と、各振込口座等のひもづけ等に若干のシステム化が必要になるものですから、今回このような経費を計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） すみません。

内容がよく理解できなかったのですが、銀行口座と連携させるためのシステムなのか、できればもう少しわかりやすく説明していただきたいのと、どこに委託して、どういうシステムをつくらうとしているのか、要は、パソコンのプログラムか何かなのか、何か別な機械を借りるのか、それも全然イメージが湧きませんので、もしわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 大変申し訳ございません。

単純に住民基本台帳の人間と口座を結びつけるということだけではなくて、世帯構成も申請書中に織り込まなければならないという部分もございます。その印字して送付するという総務省からの流れもございま

すので、その辺の仕組みなどの構築が必要になってきます。

この給付金に関するシステムについては、既存のシステムとは別に、データは基幹システムから抽出をするのですが、別なローカルエリアネットワークを結びまして、その中で作業を進めるよう考えているところでございます。

あと、委託先についてですけども、パッケージの販売業者、そのシステムの内容が今のところ複数業者から示される予定でありますので、その中から選択して、内容と価格を精査した上で、決めていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 最後にお聞かせください。

このシステムについては、どこの市町村も使っているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） このシステムについては、正直まちまちだと思います。

人口規模の少ないところだと、システムを使わないで手作業でやるところもあろうかと思えますし、人口規模の多いところであれば、今想定しているシステムでは賄い切れない、しっかりしたシステムでなければだめだということもあろうかと思えます。

なので、一律に同一システムということにはならないと思えますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1 2 番上杉晃央さん。

○1 2 番（上杉晃央君） それでは、私は、1 5 3 ページの特別定額給付金給付事業と、1 5 5 ページの商工業振興推進事業のところで関連して聞きたいと思えます。

先ほど総務部長から、総務部を中心に 5

名で、事務室はしゃきっとプラザで行うということでしたけれども、ゴールデンウィーク中の作業とか、休み期間中に職員が準備に当たるようなことがあるのかということと、今回、直接的な給付のための事業費ということで、国が100%出していますけれども、当然、これから時間外とかそういったことを職員がすることが出てくると思いますが、これらに対して、現状では総務省は費用について、例えば実績が出て給付されるという考え方があるのかどうか、その辺のところをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまの御質問でございます。

ゴールデンウィーク期間中の事務対応でございますが、今現在のスケジュールで御答弁申し上げますが、今日、4月27日が基準日になりますので、速やかにあす以降リスト化をいたしまして、発送の準備を行います。

発送できるのが今週末、5月1日、あるいは、連休明け5月7日になるかと今考えてございます。

したがいまして、連休期間中は発送する前後ですので、まだ受付行為が出てきませんので、職員の事務的な対応は出てこないかと思っております。

逆を言えば、発送した後はその時々申請がございしますので、そこで日々処理をしていくということになりますので、議員御指摘のとおり、場合によっては時間外勤務をしなければならないという事態も想定しております。

その際につきましては、当然ながら全額国費で時間外手当相当も補助対象になるということでございますので、事務の進み具合によっては、時間外勤務も含めて適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 事務の対応については承知いたしました。

次に、商工業振興対策の部分で、先ほど多くの議員の質問に町長は答えておりますけれども、今回は国が一律国民へ給付するというので、全国民対象ということで、町はいわゆる飲食業とか、宿泊業を営んでいる方に対する、町の判断で支援をしていくという考え方ですけれども、私は経済建設常任委員会ของときも質問いたしましたけれども、企業の中で雇用調整金とか、あるいは、休校によりまして休業補償をするようなケースというのは国も支援策を考えておりますけれども、問題は、全体に影響を及ぼしている中で、まず今は各業種に対して、町も501社調査をして、いろんな状況を把握して、今後の対策を考えていきたいということでしたけれども、業を営んでいる方だけではなくて、今私が申し上げた、個人でどこかで働いていて、実際にはこういう国の制度の給付が受けられるのに、何らかの事情で受けられないという個人の方も出てくると思うのです。

そういった面で、そういったものの対象にならなくて、生活が困窮していく人の把握とか、今後の対応について、町としてどのように考えているのか、現状での考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 業を営んでいる方でなく、そこで雇用されている方に対する支援、実態把握ということかと思えます。

この件につきましては、先週もハローワークと情報交換をさせていただいておりますので、まずは、ハローワークとの情報交換を密にして、実態把握を継続して行っていきたいと思っております。

先週の段階では、書類としてではなくて、全くの情報交流、情報交換の間でありますけれども、3月段階では、サービス業

や、給食関係のアルバイトは減少しておりますが、他の業種では余り変化はないということでお聞きしております。

ハローワークの北見管内におきましては、やはり飲食業は若干減っているとお聞きしております。

そういった中で、最終的にはどういふことができるのかというのは、今お答えはできませんけれども、離職と申しますか、求職者の状況等、ハローワークと連携を密にとって、情報交流、情報交換してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 今回、501社に調査をするという中で、当然事業者ですから、事業主としてそこで雇っている労働者の状況なども含めて、業としての問題ばかりではなくて、そこで働いている従業員の方の支援がこういうことでなかなかできないとか、そういう実態把握まで今回の501社の調査の中に含まれているのかどうか、その辺の内容についてわかればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 今回、501社につきましては、4月24日、金曜日に発送いたしまして、5月7日、木曜日集約ということでお聞きしております。

間に連休が入るものですから、多くの調査項目を考えることはなかなかできませんので、従業員数の把握をさせていただきことと、現在、新型コロナの影響を受けているのか、今後は受ける可能性があるのか、それから、3月、4月、この2カ月分の売上げ減収は前年同月と比較してどうだったのかというところをメインに聞いていこうと思っております。

また、最後には、政府、自治体に対する支援策、どのようなことを望むか、あるいは現状どのようなことで困っているのかと

いう御意見をもらうということで、期間を短く、回収率を多くしたいという思いがありまして、7問の質問で構成した調査票を送付しております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 本当に短期間ということでは状況はわかりました。

いずれにしても、その回答で今後どういふ影響を受けるのかということの中に、雇っている従業員の生活の困窮状況とか、そのようなことがあれば、それらをきちんと町もまとめた上で、事業に対する制度上いろいろな支援策というのは国も用意しておりますけれども、そこに企業の判断でなかなかできないというケースも出てきようかと思っておりますので、そういったところをしっかりと対応しながら、町は町で社会福祉協議会に緊急小口資金の相談窓口を設けたり、今もやっていますから、いずれにしても、本当に困って、この先どうしようということでは先行きを非常に心配される町民の方もいらっしゃると思いますので、できるだけいろいろなきめ細かな対応の中で、町民の不安の解消に努めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの件でございますけれども、国の制度というのは、企業対象の休業補償が多い形でございますので、なかなか雇用した上で企業がそれをもってというのは難しい部分がございます。

個人の部分につきましては、生活福祉貸付資金とかがありますので、そういう部分できめ細かな、実際借り入れして離職した人もいらっしゃると思っておりますし、給与等が減額されている方もいらっしゃると思いますので、さまざまな声、企業のアンケート調査を含めまして、把握した上でどのような対応ができるかという部分で、町は、その部

分に対して困っている方に支援をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第27号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第28号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第28号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の157ページをお開き願います。

議案第28号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合で、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなったときに支給する傷病手当金を新設のため、補正を行おうとするものであります。

令和2年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,564万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、166、167ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費は、国が示す積算基準により算定を行った必要額として、6項傷病手当金を200万円増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、164、165ページをお開き願います。

2、歳入。

2款道支出金、1項道負担金につきましては、傷病手当金の新設に伴い保険給付費等特別交付金を200万円増額するものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第28号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第29号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第29号令和2年度美幌町介護保険特別会

計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の169ページをお開き願います。

議案第29号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険法施行令の改正による、消費税率引き上げに伴う低所得者の保険料軽減強化及び電算プログラム改修に伴う補正を行おうとするものであります。

令和2年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,250万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、178、179ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、所得情報連携対応プログラム改修費用として、78万7,000円の増額を行うものでございます。

2款保険給付費につきましては財源調整でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、176、177ページをお開き願います。

2、歳入。

1款保険料、1項、1目第1号被保険者介護保険料、2,421万1,000円の減につきましては、介護保険法改正により、介護保険料の低所得者に対する軽減対象範囲の拡大に伴い減額となるものでありま

す。

その下、3款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、所得情報連携対応プログラム改修に伴う補助金の増額でございます。

その下、7款繰入金、3目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険法改正による低所得者に対する軽減対象範囲の拡大に伴い2,421万1,000円、4目その他一般会計繰入金は、所得情報連携対応プログラム改修に伴い26万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第29号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和2年第3回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 3時10分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員